保育所等における虐待発生時等
対応マニュアル

令和７年９月

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課

目次

1　保育所等における虐待等への対応……1

2　虐待対応の流れ……6

3　通告・届出への対応……14

4　事実確認等……19

5　虐待有無の判断、課題の整理、指導方針の検討……25

6　虐待の再発防止と必要な措置……36

7　フォローアップ……39

8　保育所等における虐待状況の公表……40

9　保育所等における虐待の未然防止等の対応……41

＜参考様式例＞……45

1　保育所等における虐待等への対応

1　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）等について

子供の安全・安心が最も配慮されるべき保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において虐待はあってはならず、これまでも国は、保育所等における保育士・保育教諭等職員による子供への虐待に関しては、以下のような対応を行っている。

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等においては、施設内での虐待等を禁止する旨の規定が置かれている。
- 保育所保育指針解説（平成 30 年３月）においては、「子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。」ことを示している。
- 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和３年３月株式会社キャンサースキャン。以下「手引き」という。）を作成、周知している。

さらに、国は、手引きの内容を整理し、不適切な保育や虐待の考え方の明確化を行うとともに、保育所等における虐待の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項等について整理し、ガイドラインが示された（令和５年５月。以下「ガイドライン」という）。

しかしながら、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子供や保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等や幼稚園等に通う子供を預けられるような環境を整備していく必要があることから、令和７年４月に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号。以下「改正法」という。）」が成立し、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みが創設された（令和７年 10 月１日施行）。

具体的には、従来児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定されていた

「被措置児童等虐待の防止等」の枠組みを活用し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設けられた。

- 虐待を受けたと思われる子供を発見した者の通報義務
- 都道府県等による事実確認や子供の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- 都道府県による虐待の状況等の公表
- 国による調査研究 等

こうした動きを踏まえ、令和7年8月に、国が内容の追補、充実を図るためにガイドラインの改定を行っている。なお、ガイドライン初版は、元来は保育所等を対象とするものであったが、今般の改正法においては、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務等の規定を設けられており、基本的な虐待対応の仕組みは変わらないことから、これらの事業等に係る虐待についても、ガイドラインの対象とされている。

2　保育所等における虐待について

保育所等における虐待とは、職員が子供に行う次の行為をいう。（改正法による改正後の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第33条の10第1項）

① 身体的虐待：保育所等に通う子供の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
② 性的虐待 ：保育所等に通う子供にわいせつな行為をすること又は保育所等に通う子供をしてわいせつな行為をさせること。
③ ネグレクト：保育所等に通う子供の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他の子供による①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
④ 心理的虐待：保育所等に通う子供に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通う子供に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、保育所等の職員はこれらの虐待行為を含め、「児童の心身に有害な影響を与える行為」をしてはならないこととされている。（改正児童福祉法第33条の11）

改正児童福祉法により、これらの虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、これを都道府県又は区市町村に通報しなければならない。

各行為類型の具体例としては、ガイドラインで下記のとおり示されている。なお、これらはあくまで例であり、また、明らかに虐待と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待であるかどうかの判断がしづらい場合もある。そうした場合には、保育所等に通う子供の状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断すべきだが、その際にも、当該子供の立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

行為類型	具体例
身体的虐待	・　首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・　打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	・　下着のままで放置する ・　必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・　こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・　性器を見せる ・　本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・　こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・　ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる ・　わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など

ネグレクト	・　こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する ・　こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・　おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ・　泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・　視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・　適切な食事を与えない ・　別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・　虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・　他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・　その他職務上の義務を著しく怠る　など
心理的虐待	・　ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・　他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・　こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・　こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） ・　こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・　他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・　感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする　など

（引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和７年８月改訂）

事業者や業界団体において、従事者から子供への性暴力防止策等の検討を行うに当たって、業界横断的に有用と考えられる内容を取りまとめた「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（令和７年４月こども家庭庁）」においては、従事者から子供に対する性暴力等の例を掲載しており、性的虐待に該当するかどうかを検討する際には、当該指針についても参考にする。

また、ガイドラインでは、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその１つ１つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものである、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解するべき、とされている。

そのため、「虐待」に該当しないものについても、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではなく、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である、とされている。

2　虐待対応の流れ

1　虐待対応の全体像

(1)　虐待対応の全体像

改正法において、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、これを都道府県又は区市町村に通報しなければならないこととされている。(改正児童福祉法第 33 条の 12 第 1 項)

また、保育所等を利用する児童は、虐待を受けたときは都道府県又は区市町村に届け出ることができる。(改正児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項)

通報等を受けた都道府県又は区市町村は、通報等に係る子供が虐待を受けたと認める場合において、虐待の防止又は子供の保護のため必要があると認めるときは、「所管行政庁」に対し、速やかにその旨を通知する必要がある（通報を受けた自治体自らが所管行政庁である場合はこの限りでない)。(改正児童福祉法第 33 条の 14 第 1 項)

なお、この「所管行政庁」とは、各施設や事業について、児童福祉法等に基づく指導監督権限等を有する行政機関を指し、保育所等にかかる所管行政庁は、以下のとおりとされる。

施設・事業	所管行政庁
保育所	都道府県知事
幼保連携型認定こども園(※１・２)	
一時預かり事業	
病児保育事業	
認可外保育施設	
地域型保育事業 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	市町村長
乳児等通園支援事業	

（※１）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、地方裁量型は認可外保育施設として虐待に係る対応を行い、幼稚園型は幼稚園として虐待に係る対応を行うとされる。
（※２）国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園については国立大学法人の長が所管行政庁となる。
（※３）指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設・事業所については、指定都市等の長が所管行政庁となる。

通報や他の自治体からの通知を受けた所管行政庁は、虐待の防止又は子供の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、事実確認を行う必要がある。（改正児童福祉法第 33 条の 14 第 2 項）

また、事実確認の結果、虐待の防止や子供の保護のため必要があると認めるときは、保育所等に対する指導・助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる必要がある。（改正児童福祉法第 33 条の 14 第 3 項）

所管行政庁は、事実確認や保育所等に対する指導等の措置を講じたときは、速やかに、講じた措置の内容や、子供の状況等を児童福祉審議会等に報告する必要がある。（改正児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項）

こうした規定を踏まえ、都が所管行政庁となる施設・事業における虐待対応のフローは以下のとおりとする。

その際、区市町村に施設への訪問による状況確認を依頼する場合がある。個々の取組が達成できているか否かは、施設等を訪問し、実施記録等の各職員へのヒアリングを行うなど、案件の内容に応じ適切な方法で確認する。

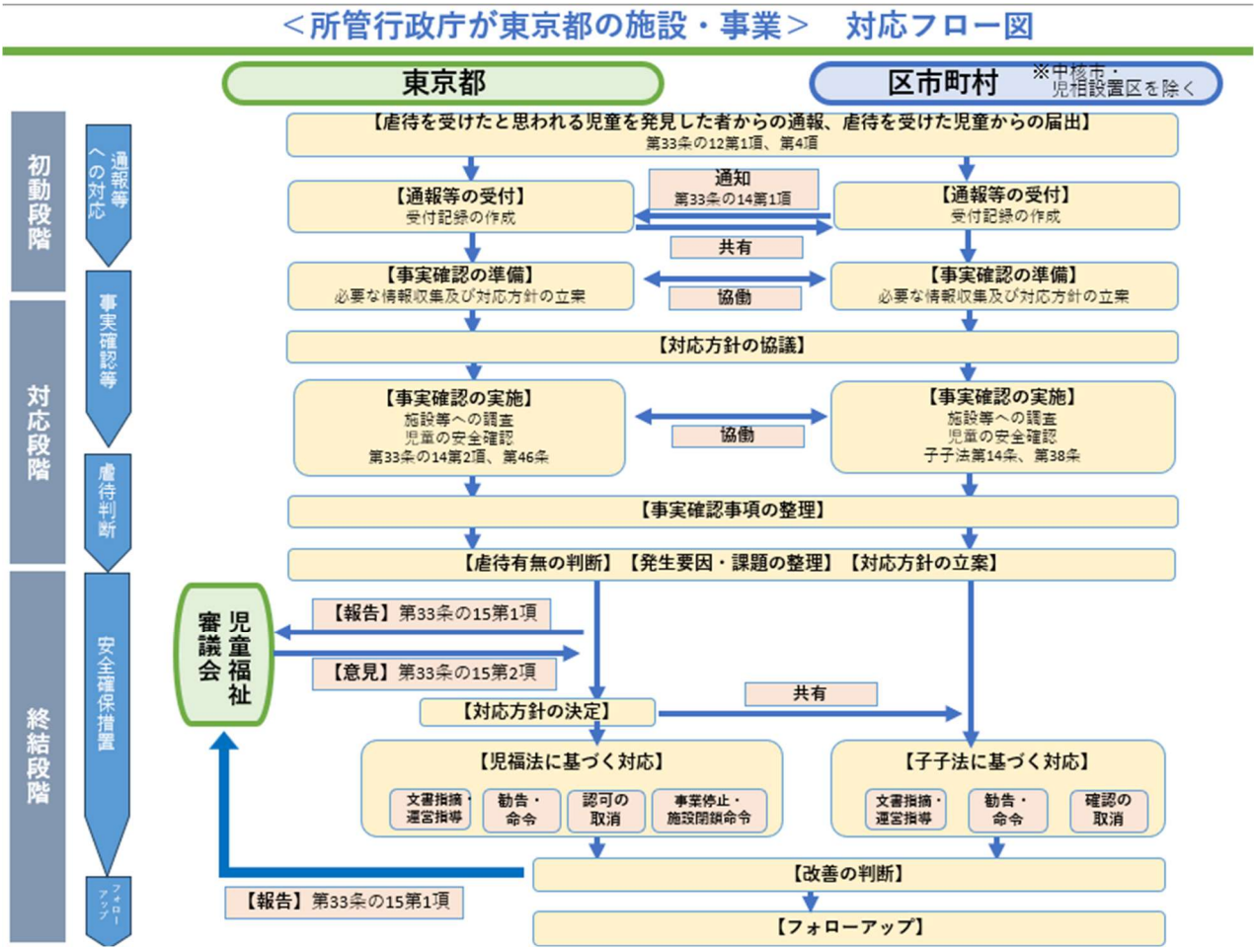

(2) 中核市・児童相談所設置区において発生した事案の対応

中核市・児童相談所設置区が指導監督を行う施設・事業については、法令により中核市・児童相談所設置区が所管行政庁とされ、虐待等の対応を行うことになる。ただし、認可外保育施設である、認証保育所、家庭的保育事業（都制度）、認可外の居宅訪問型保育事業については、都も日常の運営指導等の中で施設・事業の状況を把握している場合もあることから、中核市・児童相談所設置区からの依頼を踏まえ、必要に応じて協力する。

なお、都が当該区市の施設・事業で虐待等の事案が発生した旨の通報を受け付けた場合、都は当該区市の虐待担当部署に通知を行う。

2 虐待通告と守秘義務との関係

(1) 守秘義務との関係

前述のとおり、虐待を受けたと思われる子供を発見した者については、通報義務が課せられているが、一方で、都道府県職員や区市町村職員は、法律で守秘義務を課せられている。

※ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第 60 条で罰則がかかる。

虐待については、児童福祉法において通報義務が規定されていることから、地方公務員が通報を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解される。これに加え、改正児福法においては、虐待を発見した者が自治体に通報することは守秘義務違反に当たらないことが法律上明記されている（児童福祉法第 33 条の 12 第 5 項）。

なお、児童福祉法第 33 条の 13 においては、「一般通告若しくは前条第四項の規定による届出（以下この節において「被措置児童等届出」という。）に係る事務を行う都道府県若しくは区市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。

これは、虐待を行っている職員に対して通報をしたことが漏れることにより同じ施設の職員が、通報を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものである。

(2) 個人情報保護との関係

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいう。（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項）

虐待の通報は、こうした個人情報を含むことが通常であるが、調査の迅速性・密行性が求められる中で、個人情報の取扱いに留意しつつ、保育所等や関係機関等と情報の取得や共有を図る必要がある。

所管行政庁において、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、所管行政庁内の他の部署間や他の自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があるが、これについて、令和 5 年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第 5 章によって統一されている。（個人情報保護法第 2 条第 11 項）

具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するに当たっては、個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要がある。

<個人情報の保有の制限等>
第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

児童福祉法等に基づく事実確認や対応の事務は、児童福祉法第 46 条等に基づく権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む。）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務に該当するため、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第 61 条第 1 項に基づき保有することができる。

また、自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められる（個人情報保護法第 69 条第 1 項)。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能である。

虐待の事実確認のための調査権限としては、例えば保育所であれば、都道府県は児童福祉法に基づく権限、区市町村は子ども・子育て支援法に基づく権限を有し、都道府県と区市町村とが連携しながら必要な事実確認を実施することとなるが、こうした場合においては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を特定した上で、特定された当該利用目的の範囲内において、行政機関間で子供や虐待者等の個人情報を提供することが可能とされている。

<利用及び提供の制限>
第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供 するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
4　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする

(3)　通告による不利益扱いの禁止

児童福祉法第 33 条の 12 第 6 項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されている。この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものである。

また、虐待を適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた法の趣旨に沿うものではない。

ただし、この規定が適用される通報については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要である（児童福祉法第 33 条の 12 第 4

項括弧書き)。虚偽の通報をした場合には、そもそも同法第 33 条の 12 第 1 項に規定する「虐待を受けたと思われる児童」について通報したことにはならない。通報が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする第 33 条の 12 第６項は適用する理由がないことになる。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解される。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはならない。

保育所等の職員に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通報を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知するとともに、保育所等に対しても啓発に努めることが必要である。

3　通告・届出への対応

1　通告、届出等の受付について

(1)　東京都における受付

保育所等における虐待に係る通告、届出や相談については、福祉局子供・子育て支援部保育支援課（以下「保育支援課」という。）が対応する。

保育支援課は、前述した通告等を受け付けるため、以下の相談受付窓口を設置する。

ア　電話による受付

【認可保育所】

０３－５３２０－４５４５

午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く。）

【認証保育所、認可外保育施設】

０３－６８１０－１６０１

平日：正午から午後９時まで

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始：午前９時から午後５時まで

イ　Ｗｅｂフォームによる受付（２４時間随時受け付けています。）

https://logoform.jp/f/jAH69

※　Ｗｅｂフォームがご利用になれない場合は、以下のメールでも受け付けています。

Hoiku_tuuhousoudan@section.metro.tokyo.jp

（受信専用メールとなります。）

なお、保育支援課以外の他の部署が通告、届出や相談を受けた場合は、保育支援課に共有する。

(2)　区市町村における受付

改正児童福祉法第 33 条の 12 では、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに都道府県や区市町村に通告しなければならないとされており、区市町村においても、保育所等における虐待の通告等を受け付ける必要がある。

2　受付機関の対応について

(1)　所管行政庁への通知について

改正児童福祉法において、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、都道府県又は区市町村のいずれかに通知すればよいこととされている。これは、通報の対象となる施設・事業の所管行政庁は施設・事業ごとに様々であり、虐待を発見した者にとって、その施設・事業がいずれの所管に属するかは、直ちには明らかではないためである。

従って、各自治体においては、通報等があった場合はまずその内容を受け止め、所管行政庁が異なる場合には、通報の内容を適切に所管行政庁に引き継ぐことが必要となるとされる。

加えて、改正児童福祉法においては、子供本人から虐待を受けた旨の届出があった場合も、都道府県又は区市町村はそれを受け付ける必要がある。（改正児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項。）たとえば、自治体の担当職員が保育所等への巡回を行った際に、子供本人が訴えるケースも想定されるため、その際は、適切に状況を把握し、所管行政庁の受付機関に通知することが必要である。

都の受付機関が、区市町村が所管行政庁となる虐待の通報を受け付けた場合、都は虐待通報等受理票を作成の上、原則翌日までに区市町村に通知するものとする。ただし、子供の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあるなど緊急性が高い案件については、通告・届出を受け付けた当日に、速やかに区市町村に通知する。

なお、中核市・児童相談所設置区が所管行政庁となる施設・事業についても、同様に対応する。

また、区市町村の受付機関が、所管行政庁が東京都の施設に関する通報を受け付けた場合、虐待通報等受理票を作成の上、東京都の対応と同様に、原則翌日までに都に通知するものとする。ただし、子供の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあるなど緊急性が高い案件については、通告等を受け付けた当日に、速やかに都に通知するものとする。

受付機関が他道府県または都外市町村が所管する施設に関する虐待の通報を受

け付けた場合は、他県の所管行政庁に通知するものとする。

　また、居宅訪問型支援事業の事業者が法人の場合、本社が所在する都道府県が所管行政庁となるため、他道府県に本社が所在する事業者に関する相談を受け付けた場合には、当該道府県に通知するものとする。

(2) 通報受付時に確認する事項等

① 通報を受け付ける際に確認すべき点について

虐待の通報者は、通報をすることによって責任を問われるのではないか、恨まれることがあるのではないか等の不安をもっている可能性もある。通報の受理機関においては、通報者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要である。

このため、通報を受理した場合は、まず通報者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理する。

また、虐待に関する一般的な相談を装った電話がある場合もある。施設職員の場合、他の職員等との関係から、虐待の疑いを持っていても通報をためらっていることも考えられる。

このような場合、通報者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子供が特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、子供の安全が確保されるように留意する。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要である。また、通報者が匿名を希望する場合もあるが、匿名による通報、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要がある。この場合、匿名でもよいことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないよう配慮する。

② 通報を受け付ける際に確認する事項について

虐待に関する通報を受けた場合、相談受付票等に記入し、虐待の状況や子供の状況、通報者の情報等可能な限り詳細に聞き取り、虐待通報等受理票に情報を記録する。

以下は、通報者からの相談・通報を受理する際に最低限確認すべき情報の例であり、特に、子供の生命や身体等に危険がないか等の子供の状況や虐待の内容については、可能な限り詳細に把握する。

- 虐待を受けていると思われる子供の在籍する園の情報（施設名等）
- 虐待を受けていると思われる子供の性別、年齢
- 虐待の具体的な状況（虐待の内容、時期、保育所等の対応）
- 虐待を受けていると思われる子供の心身の状況
- 虐待者と子供の関係、他の関係者との関係
- 相談者、通報者の情報（氏名、連絡先、虐待者や子供との関係等）

※　匿名を希望する場合等については、適切に配慮する。

また、通報を受理した後には、通報が寄せられた保育所等に関する情報として、以下の内容を収集し、その後の対応に活用することとする。

- 過去の指導監査の結果
- 当該保育所等に関して寄せられた苦情や相談等
- 当該保育所等からの虐待・事故報告やそれに対する指導内容
- その他、必要事項

4　事実確認等

1　事実確認

(1)　事実確認の準備

①　必要な情報の収集について

保育支援課は、寄せられた通報等の内容について関係部署と情報共有を行い、施設・事業に関する必要な情報及びその収集方法を整理する。

<収集すべき情報例>
虐待を受けていると思われる子供の在籍する施設・事業の情報
（施設名、施設の規模、配置職員数、配置図面、カメラの設置状況等）
虐待を受けていると思われる子供の性別、年齢
虐待の具体的な情報（虐待の内容、時期、保育所等の対応）
虐待を受けていると思われる子供の心身の状況
虐待者と子供の関係、他の関係者との関係
施設・事業に関する過去の指導検査の結果
施設・事業に関して寄せられた苦情や相談等
施設・事業からの虐待・事故報告やそれに対する指導内容
施設・事業における内部調査等の状況
被害児童の保護者への説明、謝罪、保護者会の開催状況　　等

保育所等については、保育の実施主体であり、子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有する区市町村が日頃から保育所等と緊密に連携する立場にあり、運営指導等の中で多くの情報を有していることから、保育支援課は区市町村に対して事実確認をする上で必要な情報に関する問い合わせを行う。

また、対応方針の決定のため収集すべき情報が不足している場合、保育支援課は区市町村に対して速やかに協議を行い、情報確認の方針についてすり合わせを行ったうえで、施設・事業に対する電話・訪問等による一次的な状況確認等を区市町村に依頼する。なお、区市町村の状況確認等にあたり、映像等の証拠がある場合には、施設に保全、提出を依頼するものとする。

②　事実確認の対応方針の決定

保育支援課は、事実確認の準備段階で整理した情報を元に、速やかに対応方針

を立案する。その際、オンライン会議を行うなど緊密にコミュニケーションをとりながら、区市町村の担当部署と対応方針を協議し、事実確認の対応方針を決定する。

また、福祉局指導監査部（以下「指導監査部」という。）が指導検査を実施する場合には、区市町村の指導部門とも協議を行い、今後の対応方針を整理する。

なお、対応方針の決定の際には、子供の安全確保が最優先であることに留意が必要である。そのため、事案の緊急性を判断し、子供の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断される場合には、迅速に対応し、虐待を受けたとされる子供の安全を目視により確認することを原則とする。

③　事実確認の実施体制

保育支援課は、事実確認の準備で得られた情報を整理の上で、事実を確認する対象範囲や調査参加メンバー、役割分担を整理する。都が実施する事実確認においても、必要に応じて、区市町村と協議の上で区市町村職員に同行を依頼し、協働で事実確認を実施する。なお、事実確認は一度で終了しない場合もあり、複数回の実施も踏まえて実施体制や調査期間、調査時間を整理する。

また、区市町村と協議した対応方針に基づき、事実確認を区市町村職員のみの体制で依頼する場合がある。その場合も、都は区市町村と事前協議を行い、事実確認の調査内容等を十分調整するものとする。また、調査終了後、都は区市町村に速やかに結果報告の共有を依頼する。

(2)　事実確認の実施

保育士・保育教諭等による行為が虐待に該当するかを判断するためには、まず行為の内容や行為が行われた状況等の事実を丁寧に確認することが重要である。

このため、事実確認の際に、必要に応じて相談者や保育所等の関係者から丁寧に状況等を聞き取る、録音を確認する、施設内のカメラ映像を確認するなど、事実関係を正確に把握する。

調査に関しては、以下の項目等を実施し、必要な情報を把握する。

調査手法の例	把握が必要な情報の例
・職員等への聞き取り ・保育所等における日誌等の閲覧 ・保育室等の生活環境の確認 ・録音・カメラ映像の確認 ・虐待を受けたと思われるこどもや他のこどもへの聞き取り ・保護者への聞き取り	・こどもの状況(被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等) ・こどもに対する保育所等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該こどもへ謝罪等を行っている場合にはその対応状況) ・虐待が疑われる事案に対する保育所等としての判断(被害の訴えの内容に対する認識、意見) ・こどもの保育者等に対する保育所等の対応 ・保育所等から関係機関への連絡の状況(都道府県や市町村、事案によっては警察) ・他のこどもの虐待被害の有無 ・他のこどもへの影響

(引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和７年８月改訂)

① 施設職員に対する聴取

施設職員に対する聴取では、通報等の内容に関する確認や子供への保育内容を確認するとともに、施設としての虐待防止や事故防止の取組状況、職員の意識、業務に対する負担感などを確認する必要がある。

事実確認の準備段階で具体的に確認する事項を整理し、質問内容を準備する。なお、管理職と一般職員とで意識や取組に差がみられることもあることから、管理職層や現場責任者、一般職員に分けて質問内容を準備する必要がある。職員の様々な勤務形態（短期間勤務者や夜勤専門等）を踏まえ、調査方法を検討することも必要である。聴取は一人ずつ個別に実施する。

虐待有無を判断するため、行為の強度、頻度、保育士等の意図、子供の状況、子供への影響といった判断の指標となる事項を確認する。また、改善指導や行政処分を検討する上で、虐待の事実だけでなく虐待発生の背景となっている施設等の問題を明らかにすることも必要になるため、施設長等に確認を行う。

施設長に対する聴取においては、虐待者の今後の処遇や被害児童のケア、保護者への対応について施設としての方針を確認するとともに、管理監督者としての

責任を果たしていたか、適切に組織が運営されていたかなど、マネジメントの状況についても確認する。

なお、聴取の際は、全ての職員に実施するなど、通報者が特定できないように十分配慮した方法で実施する。また、聴取の場所は、施設内で秘密が守られる場所（カメラが設置されていない場所等）で実施するなど、必要な配慮を行う。

② 各種記録の確認

通報のあった虐待の内容について、保育日誌、苦情記録、事故報告、マニュアル、研修記録等を確認する。カメラによる映像や録音データがある場合は必ず確認する。なお、日程調整のため事前に施設に連絡した際、資料の準備や保全、提供を依頼する。

＜各種記録から確認すべき事項の例＞
- 通報等の内容に関する記録の有無と内容（いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか、通報等の内容の事実を確認したり虐待の有無を特定したりするための情報確認）
- 通報の内容以外に、児童への虐待や権利利益の侵害に該当する行為が行われていないか、適切とはいえない保育が行われていないか、苦情や事故への対応が適切に行われているか
- 虐待の防止のための取組状況（虐待防止のための会議の定期的な開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の配置等）

③ 施設の実地確認

通報等の内容や聴取内容に応じて、虐待が行われた場所を確認するほか、子供の生活環境を確認し、その中で虐待につながる恐れのある部屋や物品等の配置、衛生状態、構造上や設備等の問題を確認する。

事実確認を行うにあたり、施設の全体状況を把握することが必須であり、施設訪問後の早い段階で実施する。

④ 子供の状況確認

被害児童に対するヒアリングの実施は慎重に検討するものとする。実施する際には、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないよう、子供の状況や心情に配慮する。また、虐待の有無を判断するために必要な場合は、施設の職員だけでなく子供の保護者に対して、子供の状況、子供

への影響といった虐待の判断指標となる事項を確認する。

性的虐待の疑いがある場合は、被害児童の初期供述を適切に確保する観点から、所轄警察署に通報・相談し、連携して対処する。なお、捜査機関等では、子供から聴取をする場合、子供の負担軽減及びその供述の信用性確保の観点から、検察、警察及び児童相談所の 3 機関が協議等を行い、代表者が面接・聴取を行う代表者聴取の取組を行っており、留意が必要である。

⑤　事実確認の留意点

事実確認を行う際は、施設に対して職員の勤務状況の確認やヒアリングの日時調整のため、原則として事前に連絡することが一般的だが、正確な調査が阻害されたり証拠隠滅等の恐れがある場合は、事前連絡について慎重に検討する必要がある。立入調査等による事実確認を実施する場合は事前に連絡せず、検査開始時に、根拠規定、日時及び場所等を記載した文書を通知し、実施する場合がある。

児童福祉法第 46 条第 2 項において準用する同法第 18 条の 16 第 3 項や、認定こども園法第 19 条第 3 項、子ども・子育て支援法第 38 条第 1 項において準用する同法第 14 条第 3 項等において、報告徴収等の権限については、「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」旨規定されているが、これは、行政上の行為のみについてその権限を付与するものであって、犯罪捜査とは無関係であることを明確にするために設けられている規定であり、法の適正な運用を確保するために必要であれば、当然に権限の行使は認められるとされる。

こうした制度の趣旨を十分に理解の上、迅速な初動対応を行うとともに、必要があると認められる場合には、特別指導検査を実施する等、躊躇することなく対応する。

<立入調査の権限規定>

	施設	立入調査権限を有する行政機関	根拠規定
児童福祉法	保育所	都道府県	第 46 条第 1 項
	認可外保育施設	都道府県	第 59 条第 1 項
	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、乳児等通園支援事業	市町村	第 34 条の 17 第 1 項
	一時預かり事業	都道府県	第 34 条の 14 第 1 項
	病児保育事業	都道府県	第 34 条の 18 の 2 第 1 項
認定こども園法	幼保連携型認定こども園	都道府県	第 19 条第 1 項

※　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施する。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を調査する。

（引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和 7 年 8 月改訂）

乳児等通園支援事業を行う保育所で虐待が発生した場合、保育所は都道府県知事が、乳児等通園支援事業は区市町村長が所管行政庁となることから、いずれかの所管行政庁が必要な措置を講ずるべきかが問題となる。こうした場合、保育支援課は他の所管行政庁と十分連携し、事案への対応を行うこととする。

2　事実確認事項の整理

保育支援課は、事実確認に関する調査で得られた結果を取りまとめ、調査報告書を作成する。

調査報告書では調査で確認できた事項、確認できなかった事項を明確にし、確認できた事項は、「いつ」「どこで」「誰が」「誰から」「何をされたのか」について可能な限り特定する。また、区市町村に内容確認等の協力を依頼する場合がある。

調査報告書の内容を踏まえ、追加の事実確認の必要があると判断した場合には、遅滞なく事前準備を行い、追加の事実確認を実施する。なお、事実確認で訪問した施設以外の関係機関への情報収集も必要な場合には、当該施設等の風評被害につながらないよう情報管理に十分留意しながら実施する。

5　虐待有無の判断、課題の整理、指導方針の検討

1　虐待有無の判断

保育支援課は、事実確認で得られた内容を踏まえ、事案が虐待に該当するか否か、以下のプロセスに従い総合的に判断し、担当部署として整理する。その際、区市町村の担当部署とも密にコミュニケーションをとり、区市町村と協議し相互の認識をすり合わせた上で、虐待の判断を行う。

また、虐待の判断が困難な事案については、児童福祉審議会に案件を説明し、専門的・客観的な立場からの意見を求めることとする。

なお、虐待の判定に当たり、該当する虐待類型についても判断する。

＜虐待の具体的な判断過程＞

虐待に該当する事案等が発生した場合には、

- まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討する。【プロセス①】
- 行為のみをもって判断できない場合には、その行為の強度や頻度を勘案し、虐待と判断できるかどうかを検討する。【プロセス②】
- 行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素も勘案して、虐待の該当要否を判断する。【プロセス③】（具体的にはＰ２７～３３を参照）
- その後､行為を行った保育士･保育教諭等への対応や保育所等に対する処分等を検討する。【プロセス④】

また、行為を行った保育士・保育教諭等が置かれた職場環境等については、一義的には虐待の判断に影響するものではないが、虐待の該当要否が判断されたのち、行為を行った保育士・保育教諭等や保育所等への指導や処分等を検討する際には、その保育士･保育教諭等のみの責めに帰すべき状況であったかどうかという観点も勘案する必要がある。

<虐待に係る判断プロセス>

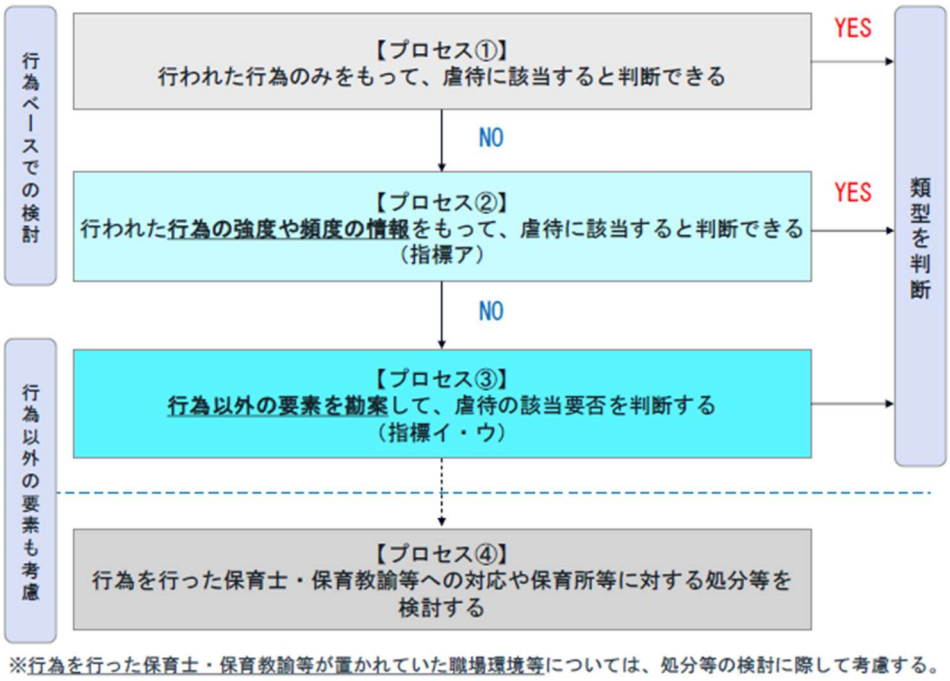

（出典：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和７年８月改訂）

<行われた行為のみをもって、基本的には虐待に該当すると判断できる行為の例（再掲）>

行為類型	具体例
身体的虐待	・　首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・　打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為　など

性的虐待	・　下着のままで放置する ・　必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・　こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・　性器を見せる ・　本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・　こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・　ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる ・　わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する　など
ネグレクト	・　こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する ・　こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・　おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ・　泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・　視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・　適切な食事を与えない ・　別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・　虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・　他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・　その他職務上の義務を著しく怠る　など
心理的虐待	・　ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・　他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・　こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・　こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） ・　こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・　他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・　感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする　など

（引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和７年８月改訂）

※　事業者や業界団体において、従事者から子供への性暴力防止策等の検討を行うに当たって、業界横断的に有用と考えられる内容を取りまとめた「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（令和７年４月こども家庭庁）」においては、従事者から子供に対する性暴力等の例を掲載しており、性的虐待に該当するかどうかを検討する際には、当該指針に

ついても参考にする。

<虐待と判断される行為の指標>

虐待の判断については、その行為だけでは判断できない場合には、主として、

ア　行為の強度・頻度

イ　保育士・保育教諭等の意図

ウ　子供の状況・子供への影響

を勘案し、国のガイドラインを参考にしながら、虐待に該当するのかを判断する。

①　「ア　行為の強度・頻度」

○　上記のとおり、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」という行為は、その強度や頻度に関わらず、虐待に該当するものであるが、行為そのものだけでは明らかに虐待であると判断できないものであっても、その強度や頻度によっては、虐待に該当する可能性がある。

○　また、行為の強度としては低いと判断され、その行為自体が虐待とまでは言えないものであったとしても、それが特定の子供に対して繰り返し行われているような場合には、虐待に該当する可能性がある。

身体的虐待になり得る行為	・　行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・　たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張り、こどもの身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある。
性的虐待になり得る行為	・　行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・　たとえば、こどもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるものではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う場合には、虐待に該当する可能性がある。
ネグレクトになり得る行為	・　行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・　たとえば、保育士・保育教諭等は複数のこどもを相手にしているところ、こどもの問いかけに答えないという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない」状態であると判断され、虐待に該当する可能性がある。

心理的虐待になり得る行為	・　行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・　たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待には該当しないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱るような場合は、虐待に該当する可能性がある。

（補論）「叩く」という行為について

叩くという行為は、すでにガイドラインで示しているとおり、身体的虐待に該当する行為であり、いかなる場合であっても認められない行為である。なお、ここでいう「叩く」とは、子供をただ痛めつけるものだけでなく、痛みを与えて子供の行動をコントロールする目的で子供の身体を打つことも含むが、一方で、たとえばコミュニケーションの一環で頭にポンポンと手をのせることは、虐待には該当しない可能性が高いため、上記【プロセス①】においてその判断が下され、虐待に該当しない場合には【プロセス②】の検討に進むものである。自治体に対する通報等があった際には、その行為が「叩く」と評価されるべき行為であったのかどうか、丁寧に事実関係を整理することが重要である。

②　「イ　保育士・保育教諭等の意図」

○　身体的虐待が疑われる行為の多くや性的虐待が疑われる行為は、基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しないが、特にネグレクトや心理的虐待が疑われる行為については、保育士・保育教諭等がどのような意図でその行為を行ったのかという観点で、行われた行為を分析することも重要である。

身体的虐待になり得る行為	・　基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しない。 ・　ただし、たとえば、こどもに危険が差し迫り安全を確保するためにやむをえず行った行為が心身を傷つけてしまったとしても、その行為は直ちに身体的虐待に該当するものではない。
性的虐待になり得る行為	・　基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しない。 ・　ただし、たとえば、愛着に課題があるこどもから身体接触を伴う行為を繰り返し求められ、それに応えるために繰り返しスキンシップを行ったとしても、その行為は直ちに虐待に該当するものではない。
ネグレクトになり得る行為	・　保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。 ・　たとえば、「こどもを１人にする」という行為は、外形的にはこどもを「放置している」ものと評価される可能性があるが、こども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこどもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えない。

心理的虐待になり得る行為	・　保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。 ・　たとえば、悪いことをしたこどもに対して、その行動がなぜ悪かったのかを考えさせるような働きかけの一環として、いわゆる「叱る」行為自体は否定されるものではなく、一人ひとりのこどもの気持ちを受け止めながらも、こどもが自分の行動を振り返り、きまりを守る必要性を理解するきっかけとして教え諭すことも、他の方法も考慮した上で必要とされる場合がある。 ・　また、こどもの安全にかかわるような場面（園外活動でこどもが道路に飛び出しそうになる等）では、咄嗟に大声で注意することも考えられ、それは直ちに虐待に該当するものではない。一方で、そうした緊急的な場面でないにも関わらず、怒鳴るなど、言葉や態度による脅かし等によって威圧的に叱ることは心理的虐待に該当し得るものである。

（補足）保育士・保育教諭等の意図の妥当性について

子供の養護や教育といった援助の視点をもち、他の方法や自らの行為が子供に与える影響も考慮したうえで行った行為であるか、あるいは保育の意図が十分なく他の方法なども吟味せずに行った行為であるかなど、保育士・保育教諭等の専門性に基づき丁寧に事実関係を整理することが重要である。また、意図の妥当性の判断に当たっては、状況の緊急性を考慮する必要があると考えられる。

また、保育士・保育教諭等の意図の判断においては、本人の思い込みによるものは考慮されるべきでなく、その意図が客観的に見て妥当性を有しているかどうかが判断されるべきである。

③　「ウ　子供の状況・子供への影響」

○　上記のとおり、まずは、子供の状況に関わらず、行われた行為自体が虐待に該当するものであるかどうかを判断する必要があるが、行為によっては、行為が行われるに至った背景として、その時の子供の状況や、行為が行われた結果として、その後の子供の状況についても勘案する必要がある。

身体的虐待なり得る行為	・　こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・　たとえば、遊びの一環でこどもに対してバケツの水を勢いよくかけるという行為は、水遊びが好きな５歳児に対して行われるような場合には、遊びの範疇であると捉えられたとしても、１歳児に対して行われるような場合に、こどもの身体に危害が及ぶ可能性がある。 ・　また、たとえば歩行が不安定なこどもの場合に対しては、腕を引っ張って連れるという行為は、他のこどもと同

	程度の強度・頻度で行われたとしても、その行為により受ける身体的影響が大きい可能性があり、特段の配慮が必要となる。
性的虐待になり得る行為	・　こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・　たとえば、排泄や入浴、着替え等の場面において、こどもが支援を必要とする場合にその介助を行ったとしても、その行為は虐待に該当するものではない。
ネグレクトになり得る行為	・　こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・　たとえば、「こどもを１人にする」という行為は、外形的にはこどもを「放置している」ものと評価される可能性があるが、こども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこどもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えない。
心理的虐待になり得る行為	・　こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・　たとえば、保育室において、保育士・保育教諭等の間であるこどもの保護者に関する困りごとなどを話題にすることは、こどもに直接発言されたものでなければ、虐待とまでは言えないが、当該こどもが日常的に保育士・保育教諭等の会話を聞き、結果として心を傷つけているのであれば、虐待に該当し得る。

（補足）保護者への聞き取りについて

行為の対象となった子供は、大人の誘導的な質問などにより回答が変わることがあるだけでなく、その時の状況や気持ちを保育士・保育教諭等に対して正直に伝えることができない場合や、繰り返し質問をされ答えること自体が子供にとって大きな心理的負担になることも想定される。子供の心理状況等を確認するに当たっては保護者に対して家庭での様子などを聞き取ることも重要である。

<指標に基づく判断の具体例について>

以下は、虐待又は虐待に該当するとまでは言えない行為について、具体的なケースを元に考え方のポイントを示したものである。なお、これらの具体例は、丁寧な事実確認が行われた上での判断のポイントをお示しするものであり、たとえば、子供が「気にしていない」と発言したことをもって虐待に該当しないと判断することを許容するものではない。判断に当たっては、保育所等に通う子供の立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

(具体例 1)

行為の内容	判断
３歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、	虐待

こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。	

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○　行為に着目すると、「大声で注意し」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。

○　また、「こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○　一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

（参考：【プロセス③】）

○　なお、当初は「苦手を克服させる意図」であったが、その後、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。

○　保育士による行為の結果、こどもは「保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。

※　本事例については、プロセス②において虐待に該当すると判断できる事例だが、参考としてプロセス③に対する考え方も記載する。

（具体例２）

行為の内容・経験等	判断
４歳児のこども同士のけんかにより、こどもの１人が興奮して室内を泣きながら暴れまわっていた。保育士は、けんかを制止するとともに、暴れるこどもを言葉で諭そうとしたが、それでも収まらなかったため、こどもを落ち着かせる目的で別室に連れ出し、鍵は閉めずにしばらく１人きりにした。保育士は、数分したらこどもの元に戻るつもりでいたが、他のこどもに対応していたため、戻ることを失念してしまい、結果として、そのこどもは20分間別室で１人泣き続けることとなった。 慌てて別室に戻った保育士は、こどもに対して、1人きりにしたことを謝った。その後は、こどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。降園時には、保護者に上記のことを伝えるとともに、翌日の登園時も、改めてこどもの様子を確認したが、家庭でも特に変わった様子は見られなかったとのことだった	虐待に該当するとまでは言えない

（考え方のポイント）
【プロセス①】
○　行為に着目すると、こどもを１人にしているという点で、外形的にはこどもを「放置している」ように見えるものの、直ちに虐待に該当するとは言えない。
【プロセス②】
○　「20分間」という一定程度の時間、こどもを１人にしている点については、この時間をもって直ちに虐待に該当するとは言えない。
【プロセス③】
○　こどもを落ち着かせるために１人にする、また、数分後にはこどもの状況を確認するつもりであるという保育士の意図があることを踏まえると、直ちに虐待に該当する行為であったとは言えない。
○　保育室に戻った後は、「こどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。」「家庭でも特に変わった様子は見られなかった」とのことから、行われた行為により、こどもに重大な影響があるとまでは言えない。

（具体例３）

行為の内容・経緯等	判断
５歳児のこどもが、保育士Aの指示を守らずに、勝手に戸外に出て、砂場で遊び始めたため、保育士Aは「勝手に出てはだめだよ」と叱った。それに対して、こどもは「だって、○○先生はいいって言ったもん」と別の保育士Bの名前を出して言い返し、そのまま遊び続けようとした。保育士は、こどもが言い訳をし、自分の指示に従わなかったことに苛立ちを覚え、もっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかないと思った。そこで、他のこどもと離れた場所で、そのこどもを自分の近くに立たせ、指示を守らなかったことを執拗に叱り続けた。叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた。また、次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった。	虐待に該当するとまでは言えない

（考え方のポイント）
【プロセス①】
○　行為に着目すると、「勝手に出てはだめだよ」とこどもを叱るという行為自体は、直ちに虐待に該当するものではない。
【プロセス②】
○　こどもの過ちを「執拗に叱り続け」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。
【プロセス③】
○　当初は「保育士は「勝手に出てはだめだよ」と叱った」が、その後は、「他のこどもたちの手前もあり、もっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかない」という感情的な理由で叱ってはいるものの、これをもって直ちに虐待に該当するとは言えない。
○　「叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の

友だちと遊ぶ様子が見られた」点や、「次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった」点においては、行われた行為による重大な影響があるとまでは言えない。

（引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和７年８月改訂）

なお、収集した情報が十分でなく、虐待の有無が判断できない場合は、期限を区切った上で事実確認を継続するものとする。

また、虐待に該当しないと判断した場合は、

- 引き続き注視が必要な施設として、施設の状況等を関係機関に情報共有すること、
- 巡回支援などの機会を増やし、必要な相談、支援等を行うこと、
- 指導監査の場面で特にフォローすること

などの対応が考えられる。

２　発生要因・課題の整理

保育所等に対する再発防止に向けた指導内容を検討するため、発生に至った要因、課題を整理する。その際、日ごろから保育所と緊密に連携する立場にある区市町村と協議しながら、発生要因、課題の整理を行う。

なお、厚生労働省が策定した「高齢者虐待対応マニュアル」では、虐待発生の要因として、職員個人の要因、組織運営上の課題、運営法人・経営層の課題があることが示されている。例えば、職員個人の要因としては「虐待や権利擁護に関する知識・意識の不足」「子供への対応に関する知識・技術不足」「ストレス・感情コントロール」「倫理観・理念の欠如」などの課題が挙げられている。

また、組織運営上の課題として「職員の指導管理体制」「虐待防止に向けた取組」「職員の連携体制」「研修機会や体制」「職員が相談できる体制」等の不十分さが指摘されている。さらに、運営法人・経営層の課題として、「現場実態への理解」「虐待に関する知識」「業務環境変化への対応取組」の不十分さ等が指摘されている。加えて、経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響、といった言及もされている。

保育所等においても、こうした内容を参考にしながら、発生要因・課題を整理することとする。

3　対応方針の立案

発生要因、課題について整理した内容を元に、児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づき、書面指導や改善勧告等などの必要な指導を検討する。その際、子供の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあるなど緊急性が高い案件については、迅速に対応することとする。

また、改善指導の検討について、指導検査等を実施する指導監査部とも密にコミュニケーションをとりながら対応するとともに、子ども・子育て支援法に基づく指導も想定されることから、区市町村とも協議しながら、方針を立案する。

4　児童福祉審議会への報告、対応方針の決定

保育支援課は、虐待有無の判断案や施設への今後の対応方針について検討した後、児童福祉審議会に報告し、意見を求める。

児童福祉審議会の意見を踏まえ、都として対応方針を決定し、指導監査部や区市町村に共有の上、必要な改善指導等を行う。

5　警察との連携

虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。また、性的虐待の場合は、「不同意わいせつ」、「不同意性交等」などに問われる。刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されている。

虐待においては、所管行政庁が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子供の最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要である。なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要であることは留意する。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作るよう努めるものとする。

6　虐待の再発防止と必要な措置

虐待に該当した場合、また、虐待としては非該当でも施設として改善が必要と判断した場合、施設に対する指導を実施する。

指導については、都と区市町村が協議を行い役割分担等を整理しながら、それぞれの権限に基づき実施する。

1　施設等への指導

対応方針決定後、保育支援課は、施設に対し改善を求める文書を通知し、文書を受け取った日から３０日以内に文書により改善状況を報告することを求める。

施設等に対して調査結果や改善が必要な事項を伝える際には、指導内容の趣旨を徹底するため、直接説明し文書を手渡すことを原則とする。

子ども・子育て支援法に基づき、区市町村による指導等を行う必要がある場合は、区市町村に対応を依頼する。

再発防止策については、引き続き利用を継続する子供への影響や職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、虐待の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要であり、虐待が行われた要因や改善に向けての課題も含め、状況を丁寧に把握した上で、当該保育所等に対して、書面指導や改善勧告等による改善の指示を適切に行う。

また、指導に当たっては、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分等、施設が組織としてどのように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う。

<指導、勧告、命令等の権限規定>

	施設	改善勧告等の権限を有する行政機関	根拠規定
児童福祉法	保育所	都道府県	第46条第３項（改善勧告、改善命令） 第 46 条第 4 項（事業停止命令）
	認可外保育施設	都道府県	第59条第３項（改善勧告） 第59条第４項（公表） 第 59 条第 5 項（事業停止命令）
	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、乳児等通園支援事業	市町村	第34条の17第３項（改善勧告、改善命令） 第 34 条の 17 第 4 項（事業停止命令）
	一時預かり事業	都道府県	第34条の14第３項（改善勧告、改善命令） 第34条の14第４項（事業停止命令）
	病児保育事業	都道府県	第34条の18の2第3項（事業停止命令）
認定こども園法	幼保連携型認定こども園	都道府県	第20条（改善勧告、改善命令） 第21条第1項（事業停止命令）

（引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和７年８月改訂）

２　改善結果の確認

指導後は、施設から提出された改善状況報告に基づき改善状況を確認する。個々の取組が達成できているか否かは、施設等を訪問し、実施記録等の確認や職員へのヒアリングを行うなど、案件の内容に応じ適切な方法で確認する。その際、区市町村に施設への訪問による状況確認を依頼する場合ある。

改善状況報告の内容や改善状況が不十分な場合は、改善報告の修正などの指導を継続する。改善が見込めない場合には、改善勧告、命令、認可の取消、事業停止や施設閉鎖命令など、法令に基づく対応を行う。

併せて、区市町村とも連携し、必要に応じて、区市町村は子ども・子育て支援法に基づく改善勧告、命令、確認の取消などの対応を行う。

3　事案の終結について

改善結果の確認において、虐待が解消し、子供が安心・安全に保育サービスを受けることができることや、虐待の要因となった課題について、施設が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が実施できる体制の整備ができたことなど、改善状況が確認できる場合には事案の終結を判断する。

その際、施設の再発防止策の実効性が担保できるよう、今後のフォローアップの方針について検討する。なお、フォローアップは区市町村が日常的な運営指導の中で主に実施することが想定されるため、都と区市町村で内容を協議して方針を決めることとする。

また、終結の判断にあたり、児童福祉審議会に対して、虐待判定後所管行政庁において行った対応の内容や、保育所等において行われた改善措置の内容について、報告を行う。

7　フォローアップ

虐待が行われた保育所等に対するフォローアップにおいては、虐待が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を継続的に行うことが重要である。

所管行政庁は、保育所等に対して、書面指導や改善勧告等により改善を求めることとなるが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指示を行う必要がある。

例えば保育所であれば、指導監査等の事実確認において把握した、虐待が行われた原因や保育所が抱える組織的な課題を踏まえ、区市町村及び都道府県が緊密に連携して、保育所が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取組に対する助言・指導を継続的に行うことが求められる。

都と区市町村はフォローアップの方針の協議を行い、基本的に区市町村による日常的な運営指導等の中で、フォローアップを行うことを依頼する。また、指導監査部が行う一般指導検査の中でも、再発防止の取組について、フォローアップを実施する。

なお、虐待等が行われた背景や保育者が抱える組織的な課題は、個々のケースにより異なるが、例えば、以下の支援が考えられる。

- 他の施設等で保育を経験した立場からの助言
- 他の保育所等の取組等を知る立場からの助言や、具体的ケースの共有
- 保育所等の組織マネジメントに関する助言・指導
- 保育士、保育教諭等の職員への研修や指導に関する助言・指導

都と区市町村は日頃から密にコミュニケーションを取りながら、保育所等に支援を行い、虐待等の未然防止や保育の質の向上に取り組む。

8　保育所等における虐待状況の公表

区市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、区市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表するものとされている（改正児童福祉法第 33 条の 16）。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①　被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像 等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②　虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③　その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①　自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②　市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

（引用元：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」こども家庭庁、文部科学省、令和 7 年 8 月改訂）

この定期的な公表制度は、各所管行政庁において、虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各所管行政庁における虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものであり、虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではない。

なお、個別の虐待の事案の発生・発覚の際には、必要に応じて、虐待を受けた子供や他の子供への影響に配慮した上で、適切に事案の公表を行うことがある。都が所管行政庁の事案について公表する場合、区市町村と協議しながら対応する。

9　保育所等における虐待の未然防止等の対応

1　より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等

(1)　子供の権利擁護について

保育所等は子供の最善の利益を第一に考慮し、子供一人一人にとって心身ともに健やかに育つために最もふさわしい生活の場であることが求められる。

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）においては、子供の生命の保持や情緒の安定を図ることを求めており、子供の安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、虐待はあってはならず、虐待の発生を未然に防がなければならない。

保育所等における虐待の未然防止に当たっては、各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと、また、職員一人ひとりが子供の人権・人格を尊重する意識を共有することが重要である。

(2)　各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと

保育所保育指針解説において「子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である」と示されているとおり、日々の保育実践の振り返りに当たっては、常に「子供にとってどうなのか」という視点から考えていくことが何より大切である。自らのかかわりや施設の保育が「子供の人権への配慮」や「一人一人の人格を尊重」したものとなっているかを振り返る際には、例えば、保育士会チェックリスト等を活用することが考えられる。

チェックリスト等を活用して、言葉でうまく伝えられない子供の気持ちを汲み取り、子供の人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうかを振り返り、「望ましくない」と考えられるかかわりをしていた場合も、していなかった場合も、個々の振り返りや職員間のミーティング等における対話を通じて保育の実践をとらえなおし、保育の専門職として更なる保育の質の向上を目指すことが重要である。

また、こうした振り返りに当たって、日々の保育に不安等があれば、巡回支援の場面などで、積極的に区市町村等に相談を行う等、区市町村等とのコミュニケーションを密にしていくことも重要である。

こうした日々の振り返りを行ってもなお、子供の人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合などには、保育所等の会議の場などで共有し、保育所等として、虐待と疑われる事案かどうか確認することが必要である。

上記の対応に当たっては、各自治体や各保育所等において作成するチェックリストやガイドライン、保育士会チェックリスト等を活用するなど、行政担当者と保育関係者が連携し、地域の実情に合わせた対応を検討・実施する。

こうした振り返りに当たっては、保育士・保育教諭等同士による振り返りの場や、施設での話し合いの場を定期的に持つことが求められるため、保育所等の施設長・園長など管理責任者におかれては、こうした機会の確保、組織内で相談がしやすい職場環境づくり等の対応が求められる。

(3) 職員一人ひとりが子供の人権・人格を尊重する意識を共有すること

職員一人ひとりが、子供の人権や人格尊重に関する理解を十分に深めた上で、子供の人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間でそうした意識を共有することが重要である。

このような意識を持つことは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則った保育の実施という意味において、保育士・保育教諭等一人ひとりの責務であると同時に、施設長・園長及びリーダー層の責任において、そうした意識を徹底することが求められる。

このため、保育士・保育教諭等の職員に対し、子供の人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を行うことも重要である。施設長・園長及びリーダー層は、施設内での研修を実施するなど、そうした意識を共有するための学びの機会を設

ける必要がある。

また、上記のとおり、日々の保育について、定期的に振り返りを行い、子供に対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等、保育士・保育教諭等同士で率直に話すことができる場を設けること等も、全職員が子供の人権・人格を尊重する保育行うための意識を共有する上で、非常に重要な取組である。

こうしたことから、施設内の研修等にとどまらず、保育内容等に関する自己評価を行うことが重要である。「保育所における自己評価ガイドライン（2020 年改訂版）」（「「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について（通知）」（令和２年３月 19 日厚生労働省子ども家庭局保育課長通知））では、保育所保育指針に基づき、保育の質の確保・向上を図ることを目的に、保育士等や保育所が自ら行う「保育内容等の評価」について、その基盤となる「子どもの理解」や「職員間の対話が生まれる環境づくりの重要性」等を含め、自己評価の取組を進めていく上での基本的な考え方やポイント、留意点を示している。

また、同ガイドラインでは保育内容等の自己評価の観点（例）を別添として示すとともに、これらの観点のうち「子どもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」について考えられる評価項目の具体例を挙げている。こうした具体例の参考に、自己評価の観点に「子供の人権への配慮、一人一人の人格の尊重」を位置付け、自己評価を行うことが重要である。

加えて、第三者評価や公開保育、地域の合同研修等の活用を通じて、日々の保育について施設外部から多様な視点を得ながら、保育士等の気付きを促すことも考えられる。

(4) 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等

区市町村においては、“子供の最善の利益”を考慮した保育の実現に向けて、保育所等と緊密に連携する立場として、助言・指導を行うことが期待される。

このため、巡回支援などを積極的に実施し、より良い保育の認識を保育現場と確認・共有し、各施設の振り返りを支援することや、保育所等に対して、助言等を行う幼児教育アドバイザーとの連携を図るなど、地域の実情に応じて、保育所等とのコミュニケーションを密にして、積極的に日々の保育実践の支援に取り組んでいくことが重要である。

さらに、施設長・園長やリーダー層に対しては、職場環境も虐待等が発生する要因となり得ることについても十分に理解を求めるとともに、保育所等としてどのように虐待等の未然防止に取り組んでいくかを検討するきっかけを提供することが望まれる。例えば、中堅層に対するキャリアアップ研修による人権意識の醸成とともに、新任研修や施設長・園長等向けの研修などキャリアステージに応じた働きかけも有効と考えられる。

また、保育現場で実際に保育に従事する保育士・保育教諭等に対して、子供の人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等についての研修等を行う中で、グループワーク形式で“日々の保育を通した子供へのかかわりについて気づいたこと、感じたこと”等を話し合う場を設けるなど、保育士同士の話し合いの中で“気づき”を促す工夫を行っている自治体も見られる。都道府県・区市町村等主催の研修という形とは別に、保育現場で定期的にそのような話し合いの場を持つよう推奨している自治体も見られるところである。各自治体における取組の好事例については、手引きにおいて事例集として示されており、参照して取組を進めることが考えられる。

＜参考様式例＞

保育所等における虐待通報等受理票

※認可・認可外

※施設種別

※その他の場合の種別

における虐待の疑いについて

1　施設概要

(1) 施設名								
(2) 施設所在地	(区市町村名)							
	(町名・番地)							
(3) 設置者								
(4) 定員	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
(5) 事業開始年月日								

2　通報・相談の概要

(1) 受付	受付日時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
	相談の手段	
(2) 通報・相談者	氏名	
	子供との関係	
	所属	
	連絡先	
	匿名希望	あり ☐　なし ☐
	その他	
(3) 被害を受けていると思われる子供	氏名	
	性別	
	年齢（月齢）	
	その他	

(4) 加害疑い職員	氏名	
	性別	
	年齢	
	職種・子供との関係	
	役職名	
	その他	
(5) 虐待疑い時期		
(6) 虐待の種類		身体的虐待 ☐　性的虐待 ☐ ネグレクト ☐　心理的虐待 ☐
(7) 通報・相談の内容 ※　虐待疑いの具体的な内容、子供の心身の状況、保育所等の対応、特に注意を要する事項など		
(8) 受理者	所属	
	役職	
	氏名	